

事務連絡
令和2年9月16日

保育所保護者 各位

竹富町長 西大舩 高旬
(公印省略)

八重山郡外に渡航した場合の登所の判断基準について (変更通知①)

日頃より新型コロナウイルス感染症拡大防止についてご協力を頂き感謝申し上げます。
令和2年7月31日付け事務連絡で通知したみだしの件につきまして、下記の通り変更いたします。

本取組の期間につきましては、国内における新型コロナウイルスの感染者数及び情報等に基づき総合的に判断してまいります。

記

【変更箇所】

変更前：園児が八重山郡外に渡航した場合 → 7日間の自宅待機
変更後：園児が八重山郡外に渡航した場合 → 14日間の健康観察

下記は変更ありません。

・園児の同居する家族が八重山郡外に渡航した場合
・別居する家族等が八重山郡外から帰島した場合

} 登所可能
ただし、14日間の健康観察

※別紙の「八重山郡外に渡航した場合の出勤・登所の判断基準」をご参照下さい。

竹富町福祉支援課
子育て支援係
TEL : 83-7415